年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における保険業の中間事業報告書

１　［略］

２　日本における財産及び損益の状況の推移

（外国生命保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

［３～５　略］

第２　　年度中（　年　月　現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における保険業の中間業務報告書

１　［同左］

２　［同左］

（外国生命保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［３～５　同左］

第２　　年度中（　年　月　現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］